

## 宇都宮市

## ～食品関連企業が設立した農業生産法人による耕作放棄地の解消～

### 【解消へ向けての経緯】

- ・氷室町地区では、高齢化による労働力不足によって永年作物を栽培していた樹園地の荒廃が進行していた。
- ・数年前から清原地区に参入した、給食の業務受託を行う企業が設立した農業生産法人が経営規模の拡大を契機として耕作放棄地解消に手を上げた。

### 【交付金活用の概要】

- ・事業実施期間 平成26～27年度
- ・対象面積 52a
- ・再生前の農地の状況  
雑草の繁茂に加え、一部樹木の侵入も見られた。
- ・事業の内容  
再生作業(草刈・抜根・耕起及び整地  
・土壌改良)、営農定着

### 【取組の成果】

- ・氷室町地区の耕作放棄地52aが解消され、にんじんや大根等の露地野菜を栽培。
- ・解消した農地にて栽培した露地野菜は、取組主体である農業生産法人の親会社が給食の原料として利用。



再生前



再生後

### 【今後の取組】

- ・今後は、個人農家だけでなく、法人にも働きかけることで更なる耕作放棄地の解消と交付金の活用を予定している。

### 【取組推進のポイント】

- ・JAや農業委員会などの関係機関と連携を図りながら耕作放棄地の調査や受け手の掘り起こしを行った。
- ・全戸周知の機会を利用してチラシを配布するなどして事業の周知を行った。
- ・農家への周知を行ったことにより、地元の梨協議会が地域に根付き活動している企業にも働きかけを行った。



## 真岡市

## ～再生利用交付金を活用した耕作放棄地の解消～

### 【解消へ向けての経緯】

- ・後継者がいない小規模農家が離農したことにより、所有農地が遊休化した。
- ・その後、長期間放置されたことにより荒廃農地となり、復旧に多くの費用がかかるため、借り手が現れなかったが、地元農業委員の働きかけや、耕作放棄地を問題視していた農業者が、土地所有者に働きかけを行うとともに、当該農地を借り受けて再生作業に取り組むこととなった。

### 【交付金活用の概要】

- ・事業実施期間 平成26年度
- ・対象面積（圃場A）30a（圃場B）18a
- ・再生前の農地の状況  
雑草、竹が繁茂し灌木が存在する。
- ・事業の内容  
再生作業  
（草刈・抜根・耕起及び整地・土壌改良）  
営農定着  
（圃場A: 麦、大豆作付、圃場B: 麦、ソバ作付）

### 【取組の成果】

- ・圃場A及び圃場Bの耕作者については、規模拡大につながった。
- ・耕作放棄地が解消されたことにより、近隣より寄せられる害虫被害や、枯れ草火災等を心配する苦情がなくなった。
- ・農業委員と担い手による耕作放棄地解消の取り組みが、継続して実施されていることにより、地域内で耕作放棄地解消の気運が高まりつつある。



再生前



再生後

### 【今後の取組】

- ・農業者に対して制度を広く周知し、耕作放棄地の再生利用を推進していく。
- ・地元農業委員を中心に、農地パトロール・意向調査等による情報収集を行い、耕作放棄地の再生利用を推進していく。

### 【取組推進のポイント】

- ・地元農業委員による仲介
- ・隣接農地耕作者の協力



## 那須塩原市

## ～交付金を活用した鳥獣被害への対策～

### 【解消へ向けての経緯】

- ・現地は、中山間地域で山林と農地が混在し、担い手の平均年齢も上昇しつつあり、耕作放棄地や鳥獣による農作物被害が拡大していた。
- ・事業者は集落内の農地に係る鳥獣被害について、自力での対策は困難であることから、行政側の支援がないものか相談を行ったのをきっかけに、再生作業に取り組むこととなった。

### 【交付金活用の概要】

- ・事業実施期間 平成26年～平成27年度
- ・対象面積 66a
- ・鳥獣が出没しやすく、また、雑草が繁茂し周辺農地へ雑草種子が拡散しやすい状況であった。
- ・事業の内容  
再生作業（刈払・伐採・除根集積）  
土壌改良  
営農定着（飼料作物作付）

### 【取組の成果】

- ・規模拡大志向農家により地区の耕作放棄地が解消された。
- ・飼料作物の作付により環境が変化し、有害鳥獣に警戒心が生まれたため出没が減少し、耕作放棄地の解消とともに和牛繁殖の振興に向けた気運醸成が図られた。



再生前



再生後

### 【今後の取組】

- ・本市は水田農業・酪農が盛んである一方、水田が荒廃した場所も存在している。当事業を活用して再生した水田は、営農定着を利用した場合、経営所得安定対策等交付金の交付対象外となるため、担い手農業者及び地主に対して丁寧な説明を行いながら推進を図るのが適切と考える。
- ・当交付金が、意欲ある農業者の支援となるよう、適切に活用していきたい。
- ・実施後5年間の管理等について指導していきたい。

### 【取組推進のポイント】

- ・推進体制としては、農業振興地域を担当する市、耕作放棄地を担当する市農業委員会、土地の貸借を担当する市農業公社、申請受付を担当する市農業再生協議会の4つの組織が連携して行っている。
- ・周知・掘り起こしは、農業者からの相談に応じてその都度行っている。
- ・栃木県耕作放棄地対策協議会からしっかりと指導をいただきながら推進することが、取組みのポイントである。